

沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例

平成28年3月16日  
条例第2号

沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例をここに公布する。

沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例

(設置)

**第1条** 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会の確保を図るため、子どもの貧困対策を推進することを目的として、県が行う事業の費用及び市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県子どもの貧困対策推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

**第5条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第6条** 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(規則への委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。